

予 第 1104 号
平成 26 年 10 月 27 日

(県内バス会社の長) 殿

茨城県保健福祉部保健予防課長

バス停における受動喫煙防止対策の推進について (依頼)

本県の健康づくり施策の推進につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 10 月 29 日付け厚生労働省健康局長「受動喫煙防止対策の徹底について」において、受動喫煙防止対策の推進が求められているところです。

通知では、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき」で、「特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要」とされ、受動喫煙防止対策は、多数の者が利用する施設管理者の努力義務とされております。

つきましては、バス停に関しましても、本通知の趣旨並びに受動喫煙による健康への悪影響に関する科学的知見の蓄積や、県民の受動喫煙への関心の高まりを踏まえ、特に通学路や混雑する場所にあるバス停について、速やかに適切な対策をお取りくださいますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

問い合わせ先：

茨城県保健福祉部保健予防課

健康づくり G

〒310-8555 水戸市笠原町 9 7 8 番 6

TEL:029-301-3229 FAX:029-301-3239